

町田市中心市街地活性化奨励事業実施要綱について

市が、中心市街地において求められる機能や施設の整備を後押しすることで民間の投資を呼び込む動機づけを行い、中心市街地を活性化させる取り組みとして、新たに「町田市中心市街地活性化奨励事業実施要綱」を制定しました。

1 要綱制定の目的

中心市街地において、新たな賑わいと交流を創出する施設の整備を奨励することにより、中心市街地の活性化に資することを目的として制定しました。

2 奨励制度の概要

- 奨励金の交付 … 整備した施設に課税される固定資産税相当額の奨励金を交付
- 容積率の緩和 … 総合設計制度により、整備する施設に係る容積率を緩和

3 奨励制度の対象

(1) 対象者

中心市街地に新たな賑わいと交流を創出すると認められる施設を整備し、事業を行う者

(2) 対象施設

施設の種類	施設の要件	交付限度額
映画館	複数の上映場を有する、かつ、客席数の合計が1,000席以上	固定資産税等相当額 (5年間合計で5億円を限度)
劇場、音楽堂等	客席数が1,500席以上、かつ、年間100日以上興行を行う	
ホテル等	客室数が100室以上	
シェアオフィス等の複数利用に供する施設	市長が別に定める規模及び機能を有する	固定資産税等相当額又は施設に係る賃借料相当額 (5年間合計で2千万円を限度)
サテライトオフィス		
共同荷さばき場	5台以上の車両が同時利用可	固定資産税等相当額

「固定資産税等相当額」とは、当該施設の土地・家屋に係る固定資産税及び都市計画税並びに事業所税の税額に相当する額。

4 今後について

本制度の周知用パンフレットを制作し、市内外へ広く情報を発信します。

町田市中心市街地活性化奨励事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、中心市街地において、新たな賑わいと交流を創出する施設の整備を奨励することにより、中心市街地の活性化に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において「中心市街地」とは、町田市中心市街地まちづくり計画（2016年7月策定）の対象範囲をいう。

第3 奨励金の交付

- 1 市長は、中心市街地に新たな賑わいと交流を創出すると認められる施設を整備し、事業を行う者に対し、奨励金を交付することができる。ただし、他の同種の補助等を受ける場合は、奨励金を交付しない。
- 2 奨励金の対象となる施設の種類及び要件並びに奨励金の交付限度額は、別表に定めるとおりとする。

第4 奨励金交付対象者の指定

- 1 奨励金の交付を受けようとする者は、施設の整備に係る事業の計画について、あらかじめ市長に協議し、奨励金の交付の対象者の指定（以下単に「指定」という。）を受けなければならない。
- 2 指定を受けようとする者は、町田市中心市街地活性化奨励事業指定申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する申請は、当該申請に係る事業の着手の日の10日前までに行わなければならない。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。
- 4 市長は、第2項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、町田市中心市街地活性化奨励事業指定・不指定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。
- 5 市長は、指定を行う場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 奨励金の交付は、当該奨励金に係る歳出予算の成立が条件であること。
- (2) 指定に係る施設において、10年以上営業を継続すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために市長が必要と認める条件

第5 指定に伴う支援措置

市長は、指定に係る施設が映画館又は劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第1項に規定する劇場、音楽堂等をいう。別表において同じ。）である場合において、当該施設の整備に当たり建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2第1項に規定する容積率等の特例の許可が必要であると認めるときは、当該許可の権限を有する特定行政庁（同法第2条第35号の特定行政庁をいう。）に対し、当該許可について要請することができる。

第6 事業の着手

- 1 第4第4項の規定により指定の通知を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、速やかに、当該指定に係る事業に着手するものとする。
- 2 第4第2項に規定する申請をした者は、当該申請に係る事業について、指定を受ける前に着手しようとするときは、町田市中心市街地活性化奨励事業指定前着手届（第3号様式）により、市長に届け出なければならない。

第7 事業計画の変更等の届出

指定事業者は、その指定に係る事業の計画を変更し、又は廃止するときは、町田市中心市街地活性化奨励事業計画変更・廃止届（第4号様式）に係る書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

第8 営業の開始の届出等

- 1 指定事業者は、その指定に係る施設の営業を開始したときは、速やかに、町田市中心市街地活性化奨励事業営業開始届（第5号様式）に係る書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、必要な予算措置を講じるよう努めるものとする。

第9 年次報告

指定事業者は、その指定に係る施設の営業を開始した日から10年間、毎年度市長が指定する日までに、当該施設における事業の実施状況に関し市長が必要と認める事項について、市長に報告し、及び関係書類を提出しなければならない。

第10 地位の承継

- 1 合併、譲渡、相続その他の理由により指定事業者の地位を承継しようとする者は、その指定に係る事業を継続する場合に限り、町田市中心市街地活性化奨励事業地位承継承認申請書（第6号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、町田市中心市街地活性化奨励事業地位承継承認・不承認通知書（第7号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 第4第5項の規定は、前項に規定する承認をする場合について準用する。

第11 指定の取消し

市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
- (2) 指定に係る事業を廃止したとき。
- (3) 指定に係る事業の計画の変更により、別表の中欄に定める施設の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第4第5項の規定により付された条件（同項第1号に掲げる条件を除く。）に違反したとき。
- (5) 第9の規定による報告及び関係書類の提出を行わなかったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

第12 企業等誘致審査会による審査

指定に係る審査等を適正に行うため、次に掲げる事項については、町田市企業等立地奨励事業実施要綱（2016年10月1日適用）第12第1項に規定する町田市企業等誘致審査会において検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 第4第4項に規定する指定に係る審査に関すること。
- (2) 第10第2項に規定する指定事業者の地位の承継の承認に係る審査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第13 補則

この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

施設の種類	施設の要件	交付限度額
映画館	複数の上映場を有し、かつ、客席数の合計が1,000席以上であること。	固定資産税等相当額。ただし、5年間の合計で、5億円を限度とする。
劇場、音楽堂等	客席数が1,500席以上であり、かつ、年間100日以上興行を行うこと。	固定資産税等相当額。ただし、5年間の合計で、5億円を限度とする。
ホテル等（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する	客室数が100室以上であること。	固定資産税等相当額。ただし、5年間の合計で、5億円を限度とする。

<p>旅館・ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に該当するものを除く。）に係る施設をいう。）</p>		
<p>シェアオフィス、コワーキングスペースその他複数の事業者の利用に供するための事務所機能を有する施設</p>	<p>市長が別に定める規模及び機能を有すること。</p>	<p>固定資産税等相当額又は当該施設の土地若しくは家屋に係る賃借料に相当する額（当該施設の利用者に対し、市内において創業するために必要な支援（市長が必要と認めるものに限る。）を行う場合にあっては、当該額に当該支援に要する費用の2分の1に相当する額を加えた額）。ただし、5年間の合計で、2,000万円を限度とする。</p>
<p>サテライトオフィス（市外に本拠を有する企業等が遠隔による勤務のために利用する事務所をい</p>	<p>市長が別に定める規模及び機能を有すること。</p>	<p>固定資産税等相当額又は当該施設の土地若しくは家屋に係る賃借料に相当する額。ただし、5年間の</p>

う。)		合計で、2,000万円を 限度とする。
共同荷さばき場（荷さば きのための駐車施設で、 複数の事業者の利用に供 するものをいう。）	同時に5台以上の車両が 利用できること。	固定資産税等相当額

備考 この表において「固定資産税等相当額」とは、当該施設の土地又は家屋に係る固定資産税及び都市計画税並びに事業所税に相当する額のうち、町田市に納付すべき額に相当する額をいう。